

大阪市選挙管理委員会告示第1号

大阪市長選挙を行うべき事由が生じたので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第143条第19項第6号及び第199条の5第4項第6号の規定により告示する。

令和8年1月19日

大阪市選挙管理委員会

委員長 小笹 正博

（行政委員会事務局選挙部選挙課）

（令和8年1月19日掲示済）